

## 可児市農業委員会第11回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年11月2日(水)午後1時30分から2時45分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉
欠席委員	小池一二三、 仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第57号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第58号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第59号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第60号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議長	平成28年第11回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は、13番小池一二三委員、19番仙石廣男委員の2名であり、只今の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、これより平成28年第11回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、5番可児隆彦委員、6番續木明彦委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第57号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第57号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は1件の申請があります。 受付番号1の案件は、申請人の石井の方が、倉庫敷地とするため転用許可を求めるものです。 土地の概要は、石井字浦田外1筆、地目は畑で、面積は合計158㎡、農振区域内の農

用地区域外の農地で、申請地の東側は申請人の農転許可済み地、西側と南側は道路、北側は宅地となっており、倉庫敷地としての申請です。

転用事由としまして、申請人は所有地と一体利用して倉庫とするとのことでありませ

す。  
なお、申請人より農地法の許可を受けずに倉庫として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所から 320m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。  
周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。  
以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員の発言をお願いします。

山田委員 受付番号 1 について 7 番山田が報告します。

排水は南側道路に側溝があり、農業用水への影響はなしとなっており、問題ないと思

議 長 います。  
ご苦労さまでした。只今地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 2、議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 3、議案第 58 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

なお、受付番号 6 番は、1 番奥村武司委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号 6 番を先に審議

します。  
それでは、1 番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 58 号、受付番号 6、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。

この案件は、譲渡人の二野の方外 8 名と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人がプラスチック金型設計製作工場を建設するため転用許可を

求めるものです。  
土地の概要は、二野字六助段外 13 筆、地目は畑、地積は、合計 2,593 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と墓地、西側は畑と道路、南側は畑と道

路、北側は畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人はプラスチック金型設計製作工場を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所平牧連絡所から470mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、現地確認委員から発言をお願いします。

議 員 受付番号6について6番議木が報告します。

土地の所有者は9名、合計14筆、地積は合計2,593㎡の土地にプラスチック金型設計製作工場を建設するという事で売買による所有権移転の申請です。

隣地同意書は添付されております。雨水排水は前面道路側溝へ、上水道は前面道路から、下水道につきましては公共下水道に接続ということで農業用水への影響はないと思われます。特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、現地確認委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、受付番号6番の議案第58号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議長 続きまして、日程第3、受付番号1番から5番、受付番号7番から12番の議案第58号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第58号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転9件、土地交換による所有権移転1件、賃貸借権の設定2件、合計12件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字貴船、地目は田、地積は1,061㎡、農振区域内の農用地区域外

の農地で、申請地の東側は道路、西側・南側・北側は田となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は分譲住宅4棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書及び経緯書が添付されており、周辺農業への被害防除措置として境界にL型擁壁で土砂流出の防止が計画され、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け、東側の水路を道路側溝で改修しそこに接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。先日の現地確認において委員からの用水確保がされていないとの指摘があり、申請者側に問い合わせしましたところ、申請者側からお手元の図面が届きました。現在、申請地西側の田については、東側の水路から申請地の田越しで用水確保していますので、お手元の計画図のとおり、申請地北側にU字溝を設け用水確保する計画であり、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。また、委員から指摘がありました東側の水路管理者の意見については、手配中ですので、届き次第、県に届け農業委員にお知らせします。この事業は開発協議に掛かることから、受付担当課と事前協議中であり、まだ農業委員会事務局への協議がきていませんが、正式な意見聴取の際には農業委員からの意見を反映した計画にする指導をいたします。事業完了後の申請地北側のU字溝については、土地の所有権及び使用权、施設の維持管理について明確にしておくよう事業者にご指導をいたします。

なお、関連案件の5条事業計画変更申請受付番号1が同時提出されております。

受付番号2の案件は、賃貸人の広見の方と、賃借人の広見の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が会社の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見七丁目、地目は田、地積は、320㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は田、西側と南側は宅地、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人が申請地の東側の土地と一緒に車7台分の会社の駐車場として整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地東側の土地については、関連案件の5条申請受付番号3が同時提出されております。

受付番号3の案件は、賃貸人の広見の方と、賃借人の広見の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が会社の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見七丁目、地目は田、地積は、529㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と北側は道路、西側は田、南側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人が申請地の西側の土地と一緒に車15台分の会社の駐車場として整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、申請地西側の土地については、関連案件の5条申請受付番号2が同時提出されております。

受付番号4の案件は、譲渡人の石井の方外1名と、譲受人の坂祝町の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字道下外1筆、地目は畑、地積は、合計359㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路と畑、南側は水路と畑、北側は宅地と畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所まで250mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、この案件は、5月申請5条許可を受けたもので、事業着手前であり、許可取消申請が同時提出されております。

受付番号5の案件は、譲渡人の大森の方と、譲受人の多治見市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が太陽光発電設備への進入路を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字龍沢の一部、地目は畑、地積は、68.07㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と西側は譲受人の山林、南側は譲渡人の畑、北側は山林と譲渡人の畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は所有地と一体利用し太陽光発電設備への進入路として整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は進入路北側に道路側溝布設し東方の排水路に放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号7の案件は、譲渡人の塩の方と、譲受人の塩の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自宅への進入路を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字浦之田、地目は畑、地積は、62㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は譲渡人の畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が自宅への進入路を整備するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに進入路として利用している箇所があり、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、春里小学校まで170m西可見中学校まで480mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業

用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 8 の案件は、譲渡人の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受人が分譲住宅を建築するため転用許可を求

めるものです。土地の概要は、下恵土字清水、地目は畑、地積は、171 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と北側は道路、西側は宅地、南側は畑となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅 1 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は相続手続き中で添付なし、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 9 の案件は、譲渡人の方と、譲受人の北名古屋市の法人との間における売買による所有権移転で、譲受人が分譲住宅を建築するため転用許可を求

めるものです。土地の概要は、下恵土字中西、地目は畑、地積は、864 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は水路、南側は宅地、北側は畑となっており、許可後、1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅 3 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け前面道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、給水栓を撤去すること、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 10 の案件は、譲渡人の方と、譲受人の土田の法人との間における土地交換による所有権移転で、譲受人が分譲住宅を建築するため転用許可を求

めるものです。なお、土地交換の対象地は字北林泉、地目は山林、地積は 786 m<sup>2</sup>です。土地の概要は、下恵土字北林泉外 2 筆、地目は畑、地積は、合計 502 m<sup>2</sup>、準工業地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は畑と宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後、平成 29 年 3 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が分譲住宅 1 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 11 の案件は、譲渡人の方と、譲受人の矢戸の法人との間における売買による所有権移転で、譲受人が介護老人福祉施設を建築するため転用許可を求

土地の概要は、下恵土字宮前、地目は田、地積は、合計 2,845 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路、西側は道路と水路、南側は道路と田、北側は道路と水路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が道路を挟んで北側は駐車場、南側は介護老人福祉施設を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 12 の案件は、譲渡人の川合の方と、譲受人の下呂市の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合子上田外 1 筆、地目は田、地積は、合計 2,463 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は道路沿い水路、南側は田、北側は宅地と田となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が分譲住宅 10 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、かわい幼稚園まで 210m あらい歯科医院まで 540m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け前面道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、給水栓を撤去すること、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1 番から 3 番広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号 1 から 3 まで可児が報告します。変更もありますが 5 条のほうで報告します。

現地確認したときの図面には、水の取り入れ口と農地への U 字溝が入ってなくて下に田んぼが五つぐらいあり、ここの水の入口がないということで皆さんに意見をいただこうと思っていましたが、申請者側に連絡していただいたところ、水路が入った図面が提出されましたので、問題ないと思います。変更も同じ場所です。

続いて受付番号 2、3 ですが、駐車場を整備するというので、特に問題ないと思

議長 ご苦労さまでした。4 番中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号 4 について 7 番山田が報告します。

雨水は自然浸透となっておりますが、残る耕作地がありまして、雨水排水は水路を確保する計画ということですので。特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。5 番大森をお願いします。

可児(す)委員	<p>受付番号5について15番可児が報告します。</p> <p>雨水排水は道路側溝を布設し排水路に放流ということで農業用水への影響はないと思います。</p>
議 長 吉 田 委 員	<p>ご苦労さまでした。7番塩をお願いします。</p> <p>受付番号7について3番吉田が報告します。</p> <p>舗装はされずに、砕石のまま進入路にされるそうです。</p> <p>雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要ということで特に問題ないと思います。</p>
議 長 可児(勉)委員	<p>ご苦労さまでした。8番から11番下恵土をお願いします。</p> <p>受付番号8から11まで17番可児が報告します。</p> <p>受付番号8ですが、事務局から説明で隣地同意書がないということですが、相続手続中ということでしたので問題ないと思います。</p> <p>排水その他、全てクリアされております。</p> <p>続きまして、受付番号9ですが、事務局から説明があったとおり一般基準は全てクリアされておりますので問題ないと思います。</p> <p>続きまして、受付番号10ですが、事務局から説明があったとおり一般基準は全てクリアされておりますので問題ないと思います。</p> <p>続きまして、受付番号11ですが、ここも事務局から説明があったとおり一般基準は全てクリアされておりますので問題ないと思います。</p>
議 長 杉 本 委 員	<p>ご苦労さまでした。12番川合をお願いします。</p> <p>受付番号12について9番杉本が報告します。</p> <p>分譲住宅を建築するというのですが、特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>勝野委員どうぞ。</p>
勝 野 委 員	<p>受付番号1について質問します。配布されている図面で隣地の農地への水路ですが、内寸18cmとなっておりますが、隣地の田以外に相当田があるような気がしますが、18cmの内寸でいいのか、U字溝が狭いのではないのか。1件だったらいいのですが、外の田んぼにも水が回るのかなという気がしまして。</p>
可児(隆)委員	<p>現地確認した時の図面には、水路がついていませんでしたが、事務局から申請者に連絡したところ水路がついた図面が提出されました。</p>
事 務 局	<p>現地確認をしたところ、水路の横に150ぐらいの給水栓があり、それからいってU字溝180ですので水の量としては、今まで田越しでいっているところですので、十分用水として使える大きさだと思います。付近も180のU字溝を設置してあるところもありますので、この大きさを選定されたのかなと思います。ということで用水としては機能できると幅だと思います。</p>
勝 野 委 員	<p>分かりました。私が感じたのは開発業者の進入道路の左右にある側溝だと思いますが、この側溝よりもむしろ狭いのではないかと思います。せっかく作るのならもう少し広いほうがいいのかという気がして申し上げただけですので用を成せばいいかと思えます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>そのほかご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>大澤委員どうぞ。</p>
大 澤 委 員	<p>水は大丈夫だと思えますが、もうちょっと心配しますのは、18cmの水路の敷地は誰の</p>

敷地になるのですか。分譲されると専用住宅が4件ありますが、その裏を走っているわけですね。業者ですと水路の敷地まで売ってしまうと思います。その場合に自分の物であれば、水路を止めることができってしまうと思いますが、その辺の担保というのはどうされるのですか。

議 長  
事 務 局

事務局、お願いします。

先ほど説明をしましたが、事前協議のなかで土地の所有権及び使用権、施設の維持管理について明確にしておくよう事業者には指導をしていきたいと思っております。

その条件によって、受益者の田んぼの用水を使われるかたの不利のないようにということで指導をしていきたいと思っております。

議 長  
大 澤 委 員  
議 長

ありがとうございます。大澤委員よろしいですか。

はい。

そのほかご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、受付番号1番から5番、受付番号7番から12番の議案第58号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第4、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請です。

受付番号1の案件は、当初事業者の広見の方は、申請地を交換で取得して貸駐車場にする計画だったが、貸駐車場としての需要が少なく収益が見込めないため、事業を断念していた。その後、現所有者が相続したが、農業に従事しておらず耕作が困難なため、転用事業者を下恵土の法人に変更し、事業承継者に譲渡し、譲受法人が分譲住宅4棟を建築販売するものです。

土地の概要は、広見字貴船、地目は田、地積は1,061㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側・南側・北側は田となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は分譲住宅4棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書及び経緯書が添付されており、周辺農業への被害防除措置として境界にL型擁壁で土砂流出の防止が計画され、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け、東側の水路を道路側溝で改修しそこに接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。西側田への農業用水確保が申請地北側にU字溝を設け用水確保する計画であり、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

議 長 なお、農地性があり、関連案件の5条申請受付番号1が同時提出されております。  
 以上で、説明を終わらせていただきます。  
 議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から発言をお願いします。可児委員をお願いします。  
 可児(隆)委員 受付番号1について5番可児が報告します。  
 議 長 先ほどお話ししましたように、5条の1の変更ということです。転用業者から再度の説明をするという進行形のような状態でしたので、皆さんに図面と交渉計画を見ていただきました。問題ないと思います。  
 議 長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
 議 長 【意見なしの声多数あり】  
 議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。  
 議 長 日程第4、議案第59号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。  
 議 長 【異議なしの声多数あり】  
 議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。  
 議 長 日程第5、議案第60号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。  
 事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。  
 事務局 議案第60号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は1件の申請があります。  
 事務局 受付番号1の案件は、塩の方が所有する畑です。  
 事務局 土地の概要は、川合字上田外1筆、地目は畑、面積は合計53㎡です。  
 事務局 申請地字上田の西側は道路、東側・南側・北側は申請人の宅地、申請地字上田の周り  
 事務局 は申請人の宅地となっています。  
 事務局 平成5年頃より、駐車場及び進入路として使用しており23年経ち、現在に至るとのことです。今回、宅地として非農地申請を行うものです。  
 事務局 以上で説明を終わらせていただきます。  
 議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から、発言をお願いします。1番川合をお願いします。  
 杉本委員 受付番号1について9番杉本が報告します。  
 議 長 現地確認しましたところ、平らになっていてどこにあるのか分からないところでした。問題ないと思います。  
 議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
 議 長 【意見なしの声多数あり】  
 議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。  
 議 長 日程第5、議案第60号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、通知することに、決しました。

議 長 日程第 6、議案第 61 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 議案第 61 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

議 長 今回の利用権の設定内容は、使用貸借 5 件、すべて新規設定の合計 12,233 ㎡の集積となります。

議 長 受付番号 1 番から 5 番までの全案件が、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。

議 長 貸人の羽崎の方外 4 名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

議 長 土地の概要は、羽崎字日吉前外 7 筆、地目は田、面積は合計 12,233 ㎡、新規設定で、平成 28 年 12 月 28 日から平成 38 年 12 月 27 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

議 長 以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第 6、議案第 61 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議 長 日程第 7、議案第 62 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

議 長 なお、受付番号 4 から 8 までの案件は、1 番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第 31 条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、1 番奥村武司委員の退席をお願いします。

議 長 (奥村武司委員退席)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

議 長 議案第 62 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案受付番号 4 から 8 までの案件に対する意見についての内容を説明させていただきます。

議 長 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

議 長 農用地利用配分計画案の内容については、議案第 61 号において、農業経営基盤強化

促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、大森に事務所がある農地所有適格法人と二野に事務所がある農地所有適格法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

受付番号 4 から 8 までの案件の借人の二野の法人の土地の概要は、羽崎字杉寺外 4 筆、地目は田、面積は合計 5,410 m<sup>2</sup>、新規設定で、平成 28 年 12 月 28 日から平成 38 年 12 月 27 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 7、受付番号 4 から 8 までの議案第 62 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、受付番号 4 から 8 までの案件については、意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

ここで、奥村 武司委員の着席をお願いします。

(奥村委員着席)

議 長 次に日程第 7、受付番号 1 から 3 までの議案第 62 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 62 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第 61 号において、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、大森に事務所がある農地所有適格法人と二野に事務所がある農地所有適格法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

受付番号 1 から 3 までの案件の借人の大森の法人の土地の概要は、羽崎字日吉前外 2 筆、地目は田、面積は合計 6,823 m<sup>2</sup>です。受付番号 1 から 8 まで総合計 12,233 m<sup>2</sup>、新規設定で、平成 28 年 12 月 28 日から平成 38 年 12 月 27 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 7、受付番号 1 から 3 までの議案第 62 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」に対する意見は、

議

長

なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

ご異議がないものと認めます。よって、受付番号1から3までの案件については、意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成28年第11回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。